白馬八方尾根スキー場スキー指導等営業活動利用規約

八方尾根開発株式会社及び白馬観光開発株式会社（合わせて以下、当社）は、当社が運営する白馬八方尾根スキー場（以下、当スキー場）における営利を目的とした活動（スキー指導等その名称を問わない。以下、営業活動）について、以下のとおり本規約を定める。

第１条（目的）

本規約は、当スキー場にご来場いただくすべてのお客様（以下、利用者）並びにスタッフの安全を確保するために、当スキー場で営業活動を行う者（以下、営業活動者）は、本規約に基づき当社へ登録申請を行い当社の許可を得て、本規約を遵守し安全な営業活動をしなければならないことについて定めることを目的とする。

第２条（規程範囲）

本規約は、当スキー場の営業活動利用に関し、営業活動者全てに適用するものとし、営業活動者は本規約を誠実に遵守するものとする。

第３条（申請手続き）

当スキー場において､営業活動を行う者は､営業活動を実施する日の 1 週間前までに以下の手続きを必須とする。なお、一営業活動につき、受講者数は 10 名を上限とする。ただし、当社が特別に認めた場合はこの限りではない。

① 日本国内お客様を対象→「白馬八方尾根スキースクール」へ申請すること。
② 外国のお客様を対象 →「エヴァーグリーンインターナショナルスキースクール」へ申請すること。
③ 申請書は原則事前申し込みとし、以下の書類を提出又は添付すること。
(1) 申請者の氏名（法人、個人）・住所・電話番号・e-mail アドレス・指導資格の写し、賠償保険加入写し
(2) 外国人営業者の場合は、労働ビザの写し
(3) 受講者の属性（当社の用意するフォーマットに記入）
(4) 別表【登録申請料一覧】に定める登録申請料の納付
④ 以上の手続き完了者に、腕章と営業リフトチケットの貸与を行う。なお腕章と営業リフトチケットは営業活動終了後に、速やかに当社へ返還する。
⑤ 当スキー場利用者、受講者、指導者の安全のため、営業活動者並びに受講者のヘルメット着用を推奨する。また、安全基準については当スキー場オフィシャルスキースクールに準ずる。

２.当社が認める HAKUBA VALLEY（以下 HV）内の各スキー場に所属するオフィシャルスクール（以下に記載）営業活動者は以下のとおりとする。

① 当スキー場で営業活動を希望する HV 内の各スキー場管轄のスクールは、HV 内の各スキー場管理者の責において最大国内 1 校、インターナショナル 1 校の合計 2 校を当スキー場へ 11 月 30 日までに申請することとする。
② 申請については、１項①②③④と同様とするが、事前に賠償保険の写し、指導員の名簿、指導資格、外国人指導者労働ビザ写しを提出した場合は、申請毎の提出は不要とする。
③ 外国人労働者使用の場合は HV 内の各スキー場管轄者が労働ビザを全員確認していること。
④ 当社が実績などを鑑み、特別に認めたインターナショナルスクール。

３．当社は、申請書を審査した結果、営業活動を許可するに適切ではないと判断した場合は、営業活動を許可しない場合がある。

第４条（禁止事項）

営業活動者は、以下に掲げる行為は行ってはならないものとする。

① 第三者への営業権の譲渡又は転貸
② 貸与する営業リフトチケット以外での営業活動
③ 腕章を外しての営業活動
④ 第三者への腕章の譲渡または貸与
⑤ 当スキー場内における、暴走行為、危険行為又はその恐れのある行為
⑥ 国内外の法律、法令に違反する行為、又はその恐れのある行為

第５条 （申請受付、営業活動の中断・停止）

当社は、以下の何れかの事由に該当する場合、当社の判断により、営業活動の申請受付並びに営業活動を一時中断、または停止することがある。

① 気象条件により、営業活動が困難と当社が判断したとき

② 当スキー場の利用者が著しく多く、営業活動が危険と当社が判断したとき
２．当社は、営業活動申請受付並びに営業活動の一時中断、停止等の発生により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益、損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

第６条　（賠償責任）
当スキー場の気象状況等による、営業範囲の変更、中断、中止、停止による利用者または第三者の損害について当社は一切の責任を負わないものする。
２.営業活動者並びに受講者が当スキー場の利用によって第三者に対して損害を与えた場合､営業活動者は自己の責任と費用をもって解決し、当社に損害を与えることのないものとする。 利用者が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該営業活動者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとする。
３．営業活動者は、受講者間のトラブル及び受講者と利用者のトラブル等については、全責任を負うものとし、当該トラブル等が原因で当スキー場の運営に損害を与えた場合は、その損害場を賠償する責を負うものとする。

第７条　（個人情報保護方針）
当社は、当スキー場の利用に関連して当スキー場が知り得る利用者の情報の管理および取扱いについては、当スキー場が別途定める個人情報保護方針によるものとする。

第８条　（準拠法、裁判管轄）
本利用規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とする。また、当社と営業活動者間で生じた紛争については長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第９条（反社会的勢力の排除）
営業活動者は、法令等に定める反社会的勢力に該当するものではないことを、当社に対して保証する。

第１０条（本規約の改定）
本規約は予告なく改定される。

別表【登録申請料一覧】

≪国内客対象≫

カテゴリーA	HV オフィシャルスクール	@8,800 円
カテゴリーB	HV 以外の SAJ・SIA 校	@8,800 円
カテゴリーC	カテゴリーA、B 以外	@8,800 円
カテゴリーD	レーシングポールのみ	@4,400 円
カテゴリーE	大糸沿線 SAJ 連絡校	従来通り

≪国外客対象≫

カテゴリーA	[カテゴリーA の条件] - 登録インストラクター数がシーズン中 50 名以上であること。 - HV オフィシャル国際スノースポーツスクールとして認定されており、主にグループレッスン及びプライベートレッスンを提供していること。 -HV 登録スキー場の代表者より、当該スキー場のオフィシャル国際スノースポーツスクールであることを確認する書面があること。 - HV 登録スキー場のオフィシャル国際スノースポーツスクールとして 10 年以上の実績があること。 -HV に年間を通じて定住していること。	1 日　14,100 円
カテゴリーB	[カテゴリーB の条件] -HV 登録スキー場のオフィシャル国際スノースポーツスクールであること。 - 登録スキー場の代表者より、当該スキー場の公式国際スノースポーツスクールであることを確認する書面があること。 - インストラクターまたはガイドの登録数がシーズン中 10 名以上であること。	1 日　25,700 円
カテゴリーC	[カテゴリーC の条件] - 日本国内において納税登録事業者であり、第 3 条に定める全ての書類を当社に提出していること。 - A、B いずれの条件にも該当しないこと。	1 日　43,000 円

※HV＝HAKUBA VALLEY

制定日：令和 2 年 11 月 1 日
改正日：令和 4 年 12 月 1 日
改正日：令和 5 年 12 月 1 日
改正日：令和 6 年 12 月 1 日
改正日：令和 7 年 12 月 1 日
改正日：令和 8 年 12 月 1 日

八方尾根開発株式会社
代表取締役　丸山　直樹
白馬観光開発株式会社
代表取締役社長　松沢　修